

産地第126号
令和8年2月27日

株式会社 大丸松坂屋百貨店
代表取締役 宗森 耕二 様

京都市長 松 井 孝 治

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

令和7年6月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社 大丸松坂屋百貨店 大丸京都店
京都市下京区四条通高倉西入立売西町79番地

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号、以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

今後、駐車場が満車になるなどの状況が生じた場合は、前面道路に滞留が生じないように、速やかな対応を講じること。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の商業地域に立地している。

周辺の状況は、北側は店舗及び住居、東側は住居、店舗兼住宅、道路を隔てて事務所、店舗及び駐車場、西側は事務所、診療所、駐車場、道路を隔てて事務所、駐車場及び店舗、南側は道路を隔てて事務所及び店舗が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づく説明会においては、公告・縦覧期間において、店舗ホームページ及び店舗現地の掲示に代えて実施し、近隣住民や店舗利用者から計画に関する質問及び意見はなかった。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更は、直営駐車場である東洞院駐車場のリニューアル工事に伴い、工事期間中一時的に駐車場・駐輪場の数が減少するため、台数減少分を契約駐車場の「タイムズ四条烏丸駐車場」、市営駐輪場の「御射山駐輪場」、新設する「高倉北駐輪場」で確保し、併せて東洞院駐車場の自動車の出入口の数が減少となるものである。

駐車場の出入口の数及び位置の変更については、広域における来退店経路に大きな変更がないこと、ホームページ・店内放送・案内チラシで遠方契約駐車場への誘導を実施することから、周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断される。

なお、直営駐車場の一時閉鎖に伴い、今後、駐車場が満車になるなどの状況が生じた場合は、前面道路に滞留が生じないように、速やかな対応を講じることが望まれる。